4　第一項に規定する「地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額」とは、地方公務員共済組合連合会の積立金のうち、地方の組合の経過的長期給付に係る部分に相当する部分として政令で定める部分の額をいう。

5　前各項に定めるもののほか、第一項の規定に基づく拠出金の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。

（私立学校教職員共済法の標準報酬月額に関する経過措置）

第七十七条　施行日前に改正前私学共済法第二十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項の規定により定められ、又は改定された平成二十七年九月における短期給付に係る標準給与の月額は、平成二十八年八月までの各月の標準報酬月額とする。

（改正前私学共済法による退職共済年金の支給）

第七十八条　旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前私学共済法の退職共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十七条第二項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条において「改正前支給要件規定」という。）は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　施行日の前日において改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二　施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者（前号に掲げる者を除く。）

（改正前私学共済法による給付）

第七十九条　施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付を含む。）及び旧私学共済法による年金である給付並びに施行日において私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）

第八十条　改正前私学共済法の規定による日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収、当該掛金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分並びに当該掛金その他徴収金に係る先取特権については、なお従前の例による。当該掛金の還付についても、同様とする。

（日本私立学校振興・共済事業団の業務等に関する経過措置）

第八十一条　第五条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下この条において「改正後事業団法」という。）の規定の適用については、当分の間、改正後事業団法第二十三条第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。

（再評価率の適用の特例）

第八十二条　附則第二十条各号に掲げる年金たる給付の額の改定については、これらの年金たる給付は厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなして、同法第四十三条から第四十三条の五までの規定中同法第四十三条に規定する再評価率に関する部分を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（保険料率の特例）

第八十三条　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

第八十四条　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

第八十五条　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。）の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年三月までの月分	千分の百四十三・五四
平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	千分の百四十七・〇八
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	千分の百五十・六二
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	千分の百五十四・一六
平成三十一年四月から平成三十二年三月までの月分	千分の百五十七・七〇
平成三十二年四月から平成三十三年三月までの月分	千分の百六十一・二四
平成三十三年四月から平成三十四年三月までの月分	千分の百六十四・七八
平成三十四年四月から平成三十五年三月までの月分	千分の百六十八・三二
平成三十五年四月から平成三十六年三月までの月分	千分の百七十一・八六
平成三十六年四月から平成三十七年三月までの月分	千分の百七十五・四〇
平成三十七年四月から平成三十八年三月までの月分	千分の百七十八・九四
平成三十八年四月から平成三十九年三月までの月分	千分の百八十二・四八